

理部長、鶴田運輸主任等八鳩首協議シ重キタル上
同土時五分ヨリ従業員側代表秀年光・中根孝吉
福島繁ノ三名ト本事務所樓上ニ會見シ要求書第一
項ノ昇給ニ関シテハ最低五銭並ニ全員ニ昇給セシム
ルコトハ困難ナルモ兎爾本日より十日間内ニ昇給
発表ノ運ビニ至ルベシ

第二項ニ對シテハ大ニ考慮スル所ニシテ近ク人負ヲ増加
シ全熟ニシテ齊ニ出スヘシ

但シ今夏ノ酷暑期間内ノ激務ヲ慰勞スルノ意味ニ於
テ全員ニ對シテ全八百円ノ賞與ヲ為スヘシ

第三項第五項及第七項ニ對シテハ要求ニ基キ相當考慮ス
ヘト上、聲明書ヲ交付シ置クベシ其他ノ六項目ニ関シテハ

既ニ容訣ノ旨回答シアルヲ以テ今新ニ審議スルノ必要
ナシト告ケ別紙一及二ノ如キ回答書並聲明書ヲ

付文ニシタリ

三 従業員側ノ行動

(1) 親切テノノ宣傳ビラヲ電車内ニ貼ル

従業員側ニ於テハ能追市民ノ同情ヲ集メ事件ヲ有利
ニ進行セシムトシ昨十日別紙(三)ノ如キ謄寫版摺
宣傳ビラヲ作成運轉中ノ各電車内其他ニ貼付
シ普ク市民ノ輿論ヲ喚起スルニ努メタリ

(2) 復々従業員大會ヲ催ス

A. 集合者僅カ四名

B. 前夜会社側ニ回答ニ接シタル代表者計名八此ノ旨